

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年12月23日

関東地方整備局長 橋本 雅道

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算（暫定予算を含む）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加算）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本業務は、入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保するために、データベース化された受注業者の工事・業務実績、技術者に係わる情報から、継続的に工事・業務実績、技術者等の情報を関東地方整備局に提供するものである。工事・業務実績、技術者等の情報は、入札・契約手続き時における重要な情報であるため、国、都道府県、政令指定都市の工事・業務実績を網羅的に収集し、かつ速やかな提供の必要がある。

このため情報提供者においては、過去からの情報の蓄積及び情報の収集能力、定期的な情報更新を行える技術的要件が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 R8工事・業務実績情報提供業務
- (2) 業務内容 工事・業務実績情報提供
 - ①工事・業務の実績情報の提供
 - ②成績評定点・有資格者情報が付与された実績情報の提供
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 業務目的

本業務は、入札契約手続きに必要なとなる公共工事や業務の受注実績、技術者情報を関

東地方整備局に提供し、職員による審査業務を可能とすることを目的としている。

4. 参加者に求める応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社

における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であつて i から iv までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

2) 技術力に関する要件

公共事業における以下(ア)及び(イ)の実績情報を保有、または提供を受けられること。

(ア) 国、都道府県、政令指定都市が発注した工事实績情報

・請負金額 500 万円以上の工事实績（平成 19 年度契約以降）

(イ) 国、都道府県、政令指定都市が発注した業務実績情報

・請負金額 100 万円以上の建設コンサルタント及び地質調査、測量業務の業務実績（平成 22 年度契約以降）

3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規程が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規程があること。

5) 業務執行体制に関する要件

週1回の情報提供日と時間帯に技術者を確保し、令和8年4月1日から情報提供が行える体制を確保すること。情報提供日と時間帯は、毎週金曜日13:00～17:00（ただし、令和8年12月29日から令和9年1月3日までは除く）とする。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有していなければならない。

- ・同種業務：公共事業に関する定期的なデータ処理、情報提供又は情報収集を行った業務
- ・類似業務：定期的なデータ処理、情報提供又は情報収集を行った業務（同種を除く）

5. 手続等

(1) 担当部局

1) 契約関係

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館17階
関東地方整備局総務部契約課購買第一係
電話： 048-601-3151

2) 技術関係（仕様書等の照会先）

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館18階
関東地方整備局企画部技術調査課施工体制係
電話： 048-600-1332
電子メール： araki-s8313@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 説明書を上記(1)2)の担当部局で交付する。

交付期間は令和7年12月23日から令和8年1月20日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)2)に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

2) 電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)2)に事前連絡を行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和8年1月20日（火）16時00分

提出場所：上記(1)2)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1)に同じ。

- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和8年2月17日（火）16時00分

- (4) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

- (5) 契約締結日及び履行期間開始日は令和8年4月1日とする。

ただし、令和8年4月1日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は令和8年4月2日以降、予算が成立した日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

- (6) 詳細は説明書による。